

限定的な集団的自衛権行使を法理として認めた政府見解等に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十七年五月七日

小西洋之

参議院議長 山崎正昭殿





四 前記一において文書や議事録等が一切存在しないとの答弁である場合は、前記三の答弁の内容如何に関わらず、七・一閣議決定において、昭和四十七年政府見解に明確に示されているとする七・一閣議決定にいうところの「基本的な論理」なるものは、平成十六年六月十八日の衆議院議員島聡君提出政府の憲法解釈変更に関する質問に対する答弁書（内閣衆質一五九第一一四号）にいうところの「議論の積み重ねのあるものについては全体の整合性を保つこと」との考え方に違反する法令解釈の名に値しない暴挙であり、七・一閣議決定の「基本的な論理」なる見解は憲法第九条に違反する見解ではないのか、政府の認識を示されたい。

右質問する。